

全国子ども会安全共済会審査委員規程

（審査委員の任命）

第1条 全国子ども会連合会は、事業方法書、共済約款及び放課後安心特約に基づく共済金の支払い可否を決定するために審査委員を任命する。

（審査委員の人数）

第2条 審査委員は、全子連・共済担当副会長および会長が指名し理事会が承認した者 4名の計5名とし、全子連・共済担当副会長を審査委員長とする。

（審査委員の任期）

第3条 審査委員の任期は当該事業年度の7月1日より翌年6月30日の1年間とする。

（外部審査委員）

第4条 会長が指名し理事会が承認した次の者を、外部審査委員として委託することができる。

医師、歯科医、学識経験者等

（審査方法）

第5条 審査は、書面及びWebによる審査を原則とし、委員の4分の3以上の同意で支払の可否を決定する。

（審査委員会の開催及び内容）

第6条 個別重大案件の審査および全国子ども会安全共済会制度全般について審議するために、審査委員会を開催することができる。

（審査委員会の招集）

第7条 審査委員会の開催は必要に応じ審査委員長が招集する。但し、審査委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（審査委員会の議長）

第8条 審査委員会の議長は審査委員長とする。

（審査委員会の議事決定方法）

第9条 審査委員会の議事は、出席者の4分の3以上の同意で決議する。

（審査委員会の資料・調査）

第10条 審査委員会は、必要に応じ関係者に対して資料の提出依頼、直接調査等を行いまた、外部審査委員に意見を求めることができる。

（審査委員手数料）

第11条 審査委員に審査委員手数料を支払う。審査委員手数料の金額は理事会で決定する。

（本規程の改廃）

第12条 規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年1月22日改正し、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年10月9日改正し、平成26年10月1日より施行する。

この規程は、令和4年12月13日及び令和5年3月8日に改正し、令和5年4月1日より施行する。

